

資料編

1 上位計画および関連計画

(1) 大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

■ 計画概要

策定年：平成 24 年 3 月／滋賀県

《都市づくりの基本理念》

- 保全する区域と開発する区域とを明確に区分する。
- 保全する区域は、農林漁業の振興とともに、保全の目的に合致したレクリエーション的活用も図りながら保全する。
- 都市的な開発を行う区域は、過度な設定を避けるだけでなく、土地利用効率を高めることを重視するために、計画的な開発誘導を行う。

■ 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

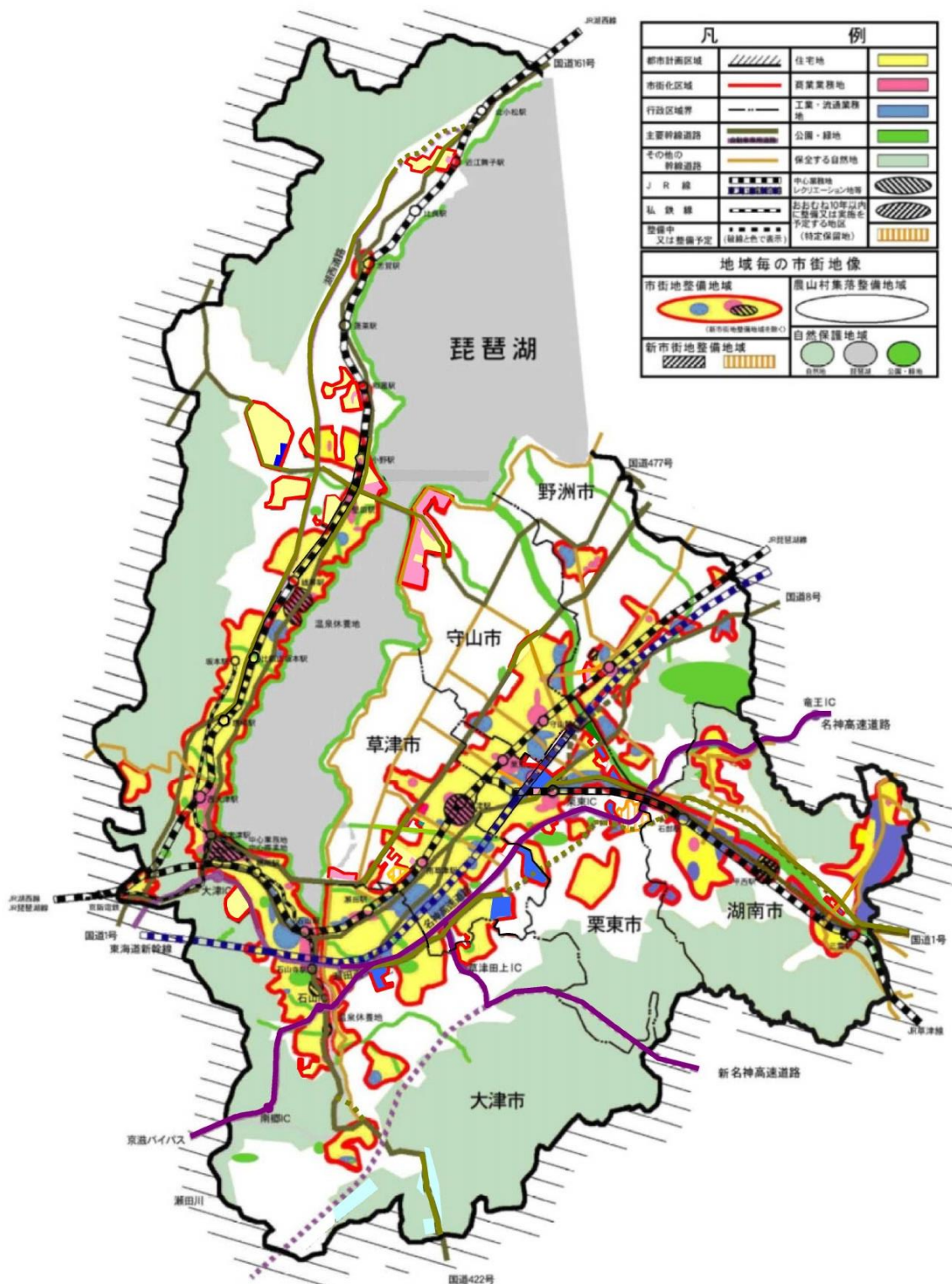
業務地	・ 守山市に対する位置づけはない。
中心商業地	・ 守山市に対する位置づけはない。
一般商業地	・ JR 琵琶湖線守山駅を中心とする地区は、市の中心商業地として、また琵琶湖大橋および湖岸部については、観光・レクリエーションを中心とした商業地として配置し、商業機能の強化に努める。
娯楽施設地	・ 守山市木ノ浜、美崎地区は、観光・レクリエーション地として配置する。
工業地	・ 守山市の古高地区、勝部地区の既存の工業地は、今後も工業地区として維持し、産業基盤の整備・改善を図るよう措置する。
住宅地	・ 住宅地については、公共施設の計画的整備に努め、歩いて暮らせる快適な住宅地の形成をめざす。守山市は、JR 琵琶湖線守山駅から湖岸側の地帯に良好な住宅地を配置する。

■ 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

○ 鉄道駅へのアクセスの利便性の確保および駅前広場等の交通結節施設の整備等を併せ行うことにより、バス・鉄道等の中大量輸送手段である公共輸送機関の活用を図る。

○ 渋滞対策として TDM（車利用方法の変更を促すことにより、道路混雑を緩和し、環境の改善や地域の活性化を図る手法）および新たな交通システムの導入についても検討するものとする。

図. 大津湖南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図



(2) 第5次守山市総合計画

■ 計画概要

策定年：平成23年3月／滋賀県守山市

目標年次：平成32年（基本構想・後期基本計画）

人口フレーム：概ね84,000人

《将来都市像》

『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』

《基本方針》

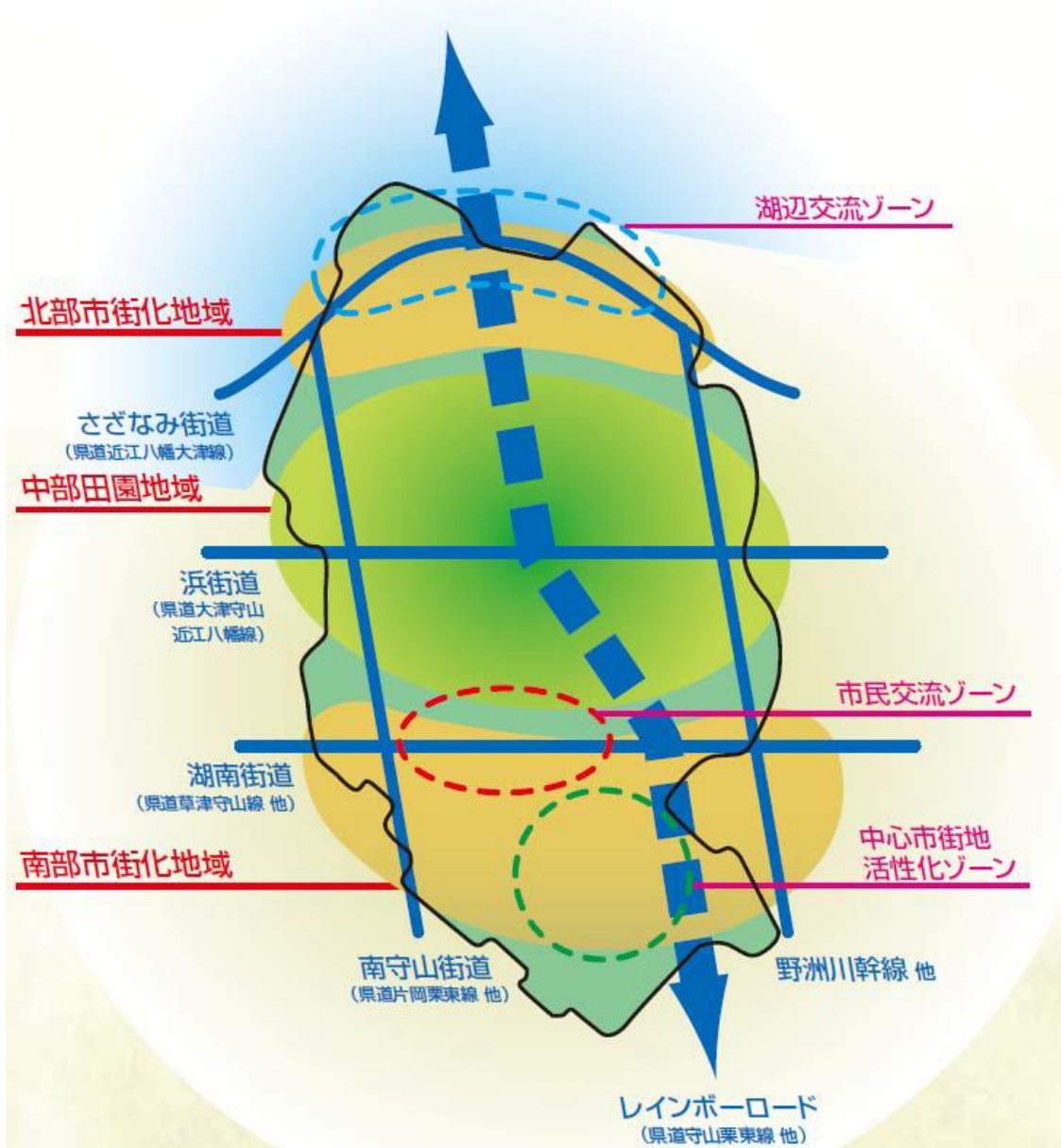
- 心が輝く学びのふるさとづくり
- 絆で輝く安心のふるさとづくり
- まちが輝く個性と安全のふるさとづくり
- 水辺とみどりが輝く潤いのふるさとづくり

■ 土地利用

湖辺交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部の琵琶湖岸一帯は守山市の貴重な自然環境が形成されており、その希少かつ風光明媚な自然環境や景観を生かした観光や市民の憩いの場としてレクリエーション機能の強化を図っています。 ・ 湖辺地域は、これらの特性を生かした守山市北部の交流地域として位置づけ、景観規制や自然環境の保全を図りつつ、琵琶湖の水景を生かした地域開発や自然とのふれあいの場としての活用を図るため、特別用途地区※制度などを活用しながら秩序のある均整のとれた土地利用を進めます。
北部市街化地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部の市街地は、琵琶湖大橋を拠点とした北の玄関口としてレインボーロードなど広域幹線が走る環境の優れた住居地域および商業地域として発展し、良好な自然環境と調和した市街地形成地域として位置づけます。 ・ 商業地域は、隣接する湖辺交流ゾーンと一体となった利用者のニーズに対応した商業地としての整備を図ります。なお、中央部に形成されている住居地域は良好な住宅地としての環境整備を図ります。
中部田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の中央部に広がる農用地は、農産物の生産の場であるとともに自然環境の保全や防災機能、快適な住環境の向上などの諸機能を有しています。 ・ 中部田園地域は美しい田園地帯を将来にわたって維持していくとともに、農村の活性化地域として位置づけ、食糧生産の確保、農業経営の安定、緑地の確保等の観点から農用地等優良農地の保全を図り、農用地以

	<p>外の土地利用への無秩序な転用を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、農村の居住環境の向上を図るとともに、地域コミュニティの維持や活性化の観点から地区計画制度を活用し、景観規制、田園環境や自然環境との調和、環境保全に対する十分な配慮を行います。
市民交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流ゾーンは、中部田園地域と南部市街化地域の境界に位置する緩衝地帯としての機能を有することから、これらの地域性を生かしたシンボル地域として、市民が多様な交流活動を行う憩いの場となるよう地域整備を行います。 現存する文化・体育施設や医療・福祉施設、教育施設と相乗効果を発揮し、守山市全体の秩序ある発展に資する施設等の立地を誘導するとともに、充実した緑地空間の整備を推進します。
南部市街化地域	<ul style="list-style-type: none"> 市の南部に位置する市街地は、人口集中地域であり都市機能や交通機能の集積がみられます。また宿場町としての発展の歴史をもつなど、古くから守山市の都市的中心地域としての性格をもっています。今後想定される人口および世帯数の増加や生活様式の変化、定住志向の高まり等を踏まえつつ、潤いとやすらぎのある良好な居住環境を形成するため、低・未利用地の積極的な活用を進めるとともに公園・道路等の生活関連施設の整備等を図ります。 また、地区計画による建築規制などにより、中山道守山宿等の歴史的な街並みの保全やその周辺との調和のとれた良好な景観形成を推進します。 南西部一帯に形成されている工業地は、工業地の適正な立地を促進するとともに良好な住環境や市街地の適切な発展を図ります。
中心市街地活性化ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> JR守山駅周辺を守山市の玄関口にふさわしい中心市街地活性化ゾーンと位置づけ、土地の高度利用を推進し、商業施設等に加え文化や福祉関係施設等多様な都市機能の充実を図ります。 また、既存商業施設の活用促進など中心市街地活性化基本計画に基づく都市再生を図ります。

図. 土地利用構想図



(3) 守山市都市計画マスタープラン

■ 計画概要

策定年：平成 28 年 7 月／滋賀県守山市

目標年次：平成 37 年

人口フレーム：86,000 人

《まちづくりの理念》

「豊かな水と緑に生まれ、快適に暮らせる美しいまち」

《都市計画の目標》

- 自然の恵みと歴史・文化・景観を活かしたまちづくり
- 安全で安心して住み続けられるまちづくり
- すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり
- にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり
- 市民とつくる協働のまちづくり

■ 将来都市構造

都市機能の拠点	中心商業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR守山駅周辺において、街並みの再生を図り、官民が連携する中、本市の玄関口および中心商業地としてふさわしい市民や訪れた人々が交流する拠点を形成します。また、小河川を活かし、街なか居住を基本に、「歩く」、「出会う」、「憩う」をキーワードに、にぎわいと活力ある市街地を形成し、核となる文化・医療・福祉施設や生活者の利便性の向上に資する施設の整備および活用の推進を図ります。 ・ 中山道沿道については、歴史的な街並みの保全を推進するとともに、景観上重要な建築物等の保全を推進します。
	観光・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖大橋周辺は、湖岸の良好な景観の活用や湖岸とびわこ地球市民の森とのネットワークの強化などにより、民間活力を誘導する中で観光振興の促進を図り、魅力ある湖辺の環境づくりを推進します。
	文化スポーツ・市民交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ホールや市民運動公園などの周辺施設に加え、湖南街道の南側の中部田園地域と南部市街地地域の境界に位置する緩衝地帯を含む一帯の地域を、文化スポーツ・市民交流拠点として位置づけます。 ・ 特に、市民交流ゾーンは、教育・文化・生業の創造や市民の健康増進などを促進し、新たな価値を創造するエリアとして、水と緑を主体とした魅力ある景観を創出し、都市的利用と農村的利用の両面を尊重したシンボル地域として、緑地や緑道の整備により、訪れる人々の交流を促進します。

表・都市軸の設定

都市軸	主要道路軸	<ul style="list-style-type: none"> 「守山市まちづくり市道整備計画」における広域での自動車交通に対応した7路線の幹線道路およびすこやか通りを都市の骨格を形成する主要道路軸として位置づけます。主要道路軸では、街路樹・緑地帯および歩道・自転車走行区間を設けるとともに、良好な沿道景観の創出に向け建築物の規制・誘導に取り組みます。
	主要自然環境軸	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖湖岸緑地、野洲川、野洲川跡地および南部市街地から市民運動公園の区域を、自然とふれあうことのできる場を創出し、湖岸や市街地を結ぶ主要自然環境軸として位置づけます。
	主要自転車道	<ul style="list-style-type: none"> 「守山市自転車道路網計画」における自転車で広く市内をつないで往き来しやすくするための自転車走行空間のネットワーク（日常利用ルートおよび観光・レクリエーションルート）に基づき、歩行者と自転車そして自動車の三者が互いに安全で快適に通行できる道路づくりを進めます。

図. 将来都市構造イメージ図



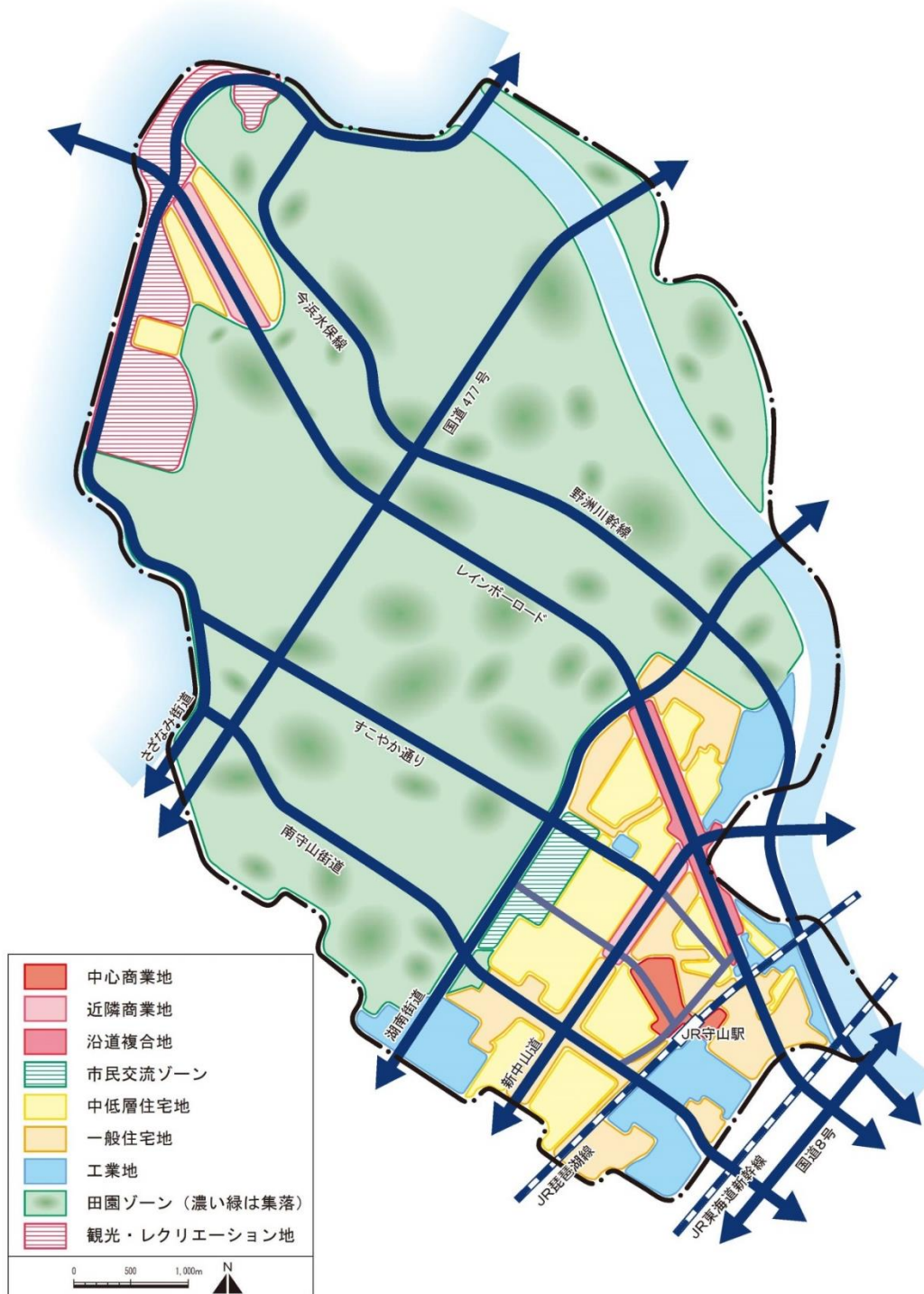
■土地利用の方針

商業地	<p>【中心商業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR守山駅周辺を含む中心商業地では、本市の玄関口にふさわしい、人と人、人とまちとが交流する “にぎわいのある中心商業地” を形成します。また、教育・文化・医療・福祉施設等の多様な都市機能の集積を図るとともに、都市の利便性を享受しながら生活できる街なか居住を推進します。さらに、小河川を活かした憩いとふれあいの場を創出するとともに、誰もが安全で快適に回遊できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 ・ 本市の玄関口として、ゆとりとうるおいを有した環境における街なか居住を推進し、良好な景観形成や住環境の充実を図るため、地区計画等の都市計画的手法、緑の基本計画に基づく規制基準の強化、建築基準法に基づく壁面線指定および他法令に基づく諸制度の活用をするとともに、特定道路についての壁面後退や建築物のデザインのルール化および緑化の量や質等の規定の導入を検討するなど、中心商業地としてのエリア価値の向上に向けたまちづくりを推進します。 ・ 中山道沿道については、歴史的な街並みの保全を推進するとともに、景観上重要な建築物等の保全を推進します。 <p>【近隣商業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新中山道沿道および北部市街地のレインボーロード沿道は、近隣商業地として位置づけ、周辺住民の日常生活の利便性の向上に資する商業施設等の整備を促進します。 <p>【沿道複合地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南部市街地のレインボーロード沿道は、沿道複合地として位置づけ、後背の住宅地の環境保全に配慮しつつ、沿道サービス機能の向上を図ります。
市民交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民交流ゾーンは、既成市街地に隣接し、幹線道路が通る利便性の高い貴重な土地であり、無秩序な土地利用により有効活用が阻害されることを防止する観点から、都市的土地利用に対する需要を見極めながら、市街化調整区域における地区計画制度を有効に活用し、「市民交流ゾーン」に相応しい秩序ある土地利用を誘導します。 ・ 市民ホールや市民運動公園、医療・福祉施設、教育施設等と相乗効果を発揮し、守山市全体の秩序ある発展に資する施設等の立地を誘導するとともに、うるおいある緑地空間の整備を推進します。

観光・レクリエーション地	<ul style="list-style-type: none"> 湖岸は、観光・レクリエーション地として位置づけ、良好な自然環境や景観を活かした、保養・宿泊施設、観光・レクリエーション施設および水産資源関連施設などの整備を促進するとともに、商業地域としてふさわしい土地利用のあり方を検討します。また、特別用途地区制度を活用し、秩序ある観光・レクリエーション地を目指します。
住宅地	<p>市街化区域内の低・未利用地については、ミニ開発による虫食い状の開発や行き止まり状道路の形成を抑制するなど、計画的に開発の誘導を進めます。</p> <p>【中低層住宅地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域や第一種・第二種中高層住居専用地域は、中低層住宅地として位置づけ、景観計画や地区計画制度等を活用し、良好な住環境を維持・形成します。 建築協定などの活用により、緑豊かな落ち着いたある低層住宅地の形成を促進します。 <p>【一般住宅地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中低層住宅地以外の住宅地は、一定の商業・業務施設等の立地を許容した、住宅地を形成します。
工場地	<ul style="list-style-type: none"> 産業の振興や雇用の確保を図り、安定した財源を確保するため、工業団地の産業基盤の維持・強化を促進するとともに、周辺の居住環境に配慮した中、工業地の拡大を推進することにより、環境、健康福祉、バィオ、情報通信など成長ある産業分野の企業立地を促進します。 準工業地域の大規模集客施設の立地の制限により、市街地への都市機能の集約を図ります。 工業団地では、良好な環境の形成に向けて敷地内の緑化などを推進します。
田園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域は、田園ゾーンとして位置づけ、食糧生産の確保や田園風景・自然環境の保全等の「農地の多面的機能」の維持・確保の観点から、優良農地の保全を図るとともに、農用地以外の土地利用への無秩序な転用を抑制します。 観光・レクリエーション地に隣接する農地については、農業体験の機会を図るなど、立地条件を活かした土地利用を図ります。 田園ゾーンに位置する集落地については、田園と調和のとれた良好な集落地の形成に向けて、生活道路や排水施設等の整備、自然環境の保全を図るとともに、地区計画制度の導入により集落のコミュニティの維持や活性化を図ります。

- ・ 浜街道から今市地先におけるレインボーロード沿道は、無秩序な開発を抑制するとともに、産業基盤の確保の観点から、地区計画制度等の都市計画的手法の活用により、周辺の良い自然環境などの立地特性を活かし、準工業地域と同等の中小企業の立地による秩序ある土地利用を図ります。

図. 土地利用構想図



(4) 守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

■ 計画概要

策定年：平成 27 年 10 月／滋賀県守山市

対象期間：平成 32 年 3 月 31 日

《取組方針》

「企業誘致」「創業支援」「自転車」「水環境」「守山まるごと活性化の推進」を主要な 5 つの施策に位置づける。

《基本目標》

- 地域で安心して暮らせる魅力的なしごとをつくる
- 住みやすさの質を高め、均衡のとれた人口増加と交流人口の拡大を実現する
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 人の和と自然環境を大切にする守山を次世代へつなぐ

《施策の基本的方向と具体的な施策》

1. 地域で安心して暮らせる魅力的なしごとをつくる
 - (1) 地域で働き、暮らせる新たなしごとづくり
 - ①守山市の魅力と誘致対象地の特性を生かした企業誘致
 - ②関連機関の連携による生活に密着した創業の支援と就業促進
 - (2) 基盤産業の振興とそれを支える人材育成
 - ①就農から商品開発、生産拡大、販路開拓までの総合的支援体制の構築
 - ②6次産業化の取組強化
 - ③守山産のブランド化の推進
 - ④新型人工内耳の研究開発等による医工連携や医農、医食連携の推進
 - ⑤中小事業者の経営支援
 - ⑥小規模事業者の経営発達支援
 - ⑦既存立地企業の経営支援
 - ⑧市内の企業経営や地域の活性化を支える人材の育成と確保
2. 住みやすさの質を高め、均衡のとれた人口増加と交流人口の拡大を実現する
 - (1) 自転車や湖上交通等、守山らしい素材と強みを生かした観光交流の推進
 - ①自転車を軸とした観光振興と受入体制の充実
 - ②充実したスポーツ施設を生かしたスポーツ交流の推進
 - ③体験・交流型観光の推進
 - ④市内周遊観光の推進
 - ⑤全国に情報発信できる地域資源の磨き上げ
 - ⑥市民交流ゾーンへの集客・交流施設等の誘致
 - ⑦インバウンド観光の推進
 - ⑧滋賀県や県内自治体等と連携した効果的な取組の推進

- (2) 守山市に行き、住み、働きたいと思うまちづくりの推進
 - ①外部人材の活用による地域の課題解決の推進
 - ②守山市の都市ブランド化戦略に沿った総合戦略の推進
- (3) 健康、医療、教育、文化等、守山らしいバランスのとれた「住みやすさ」の充実
 - ①自治会加入率 95%以上を生かした居場所づくり
 - ②三世代同居・近居の促進
 - ③充実した医療とすこやかまちづくりの推進
 - ④市民の文化・芸術に触れる機会の提供
 - ⑤教育の一層の充実と経験豊富なOB人材の活用
- 3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - (1) 子どもを産み育て、働きやすい環境の充実
 - ①結婚に希望をもてる環境づくり
 - ②保育・学童保育の待機児童ゼロの推進
 - ③男女共同参画の推進
- 4. 人の輪と自然環境を大切にする守山を次世代へつなぐ
 - (1) 守山市がまるごと活性化するまちづくりの推進
 - ①「守山まるごと活性化」の取組支援および全体コーディネート
 - ②地域交通の充実
 - ③水辺環境の保全・再生
 - ④環境施設の老朽化対策および地域活性化施設の整備
 - (2) 地域の実情にあった土地利用による都市と田園が調和したまちづくりの推進
 - ①中心市街地活性化基本計画の推進
 - ②地域集落のコミュニティの維持・活性化
 - ③市民運動公園の魅力向上
 - ④民間活力を生かした湖岸交流ゾーンの活性化

(5) 守山市中心市街地活性化基本計画

■ 計画概要

策定年：平成 27 年 4 月／滋賀県守山市

計画期間：平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

《基本理念》

「住み続けたいくなる“絆と活力ある共生都市”の創造」

《都市計画の目標》

○都市機能の充実及び周辺機能との連携と商業機能の魅力強化を図る

○住み続けたいくなる良好な居住環境の形成を図る

○住民参加による地域資源の活用及び情報発信を図る

■ 区域設定

○中心市街地は、居住又は都市機能の誘導をすべき区域であることから、住居系及び商業系の用途地域を中心とします。

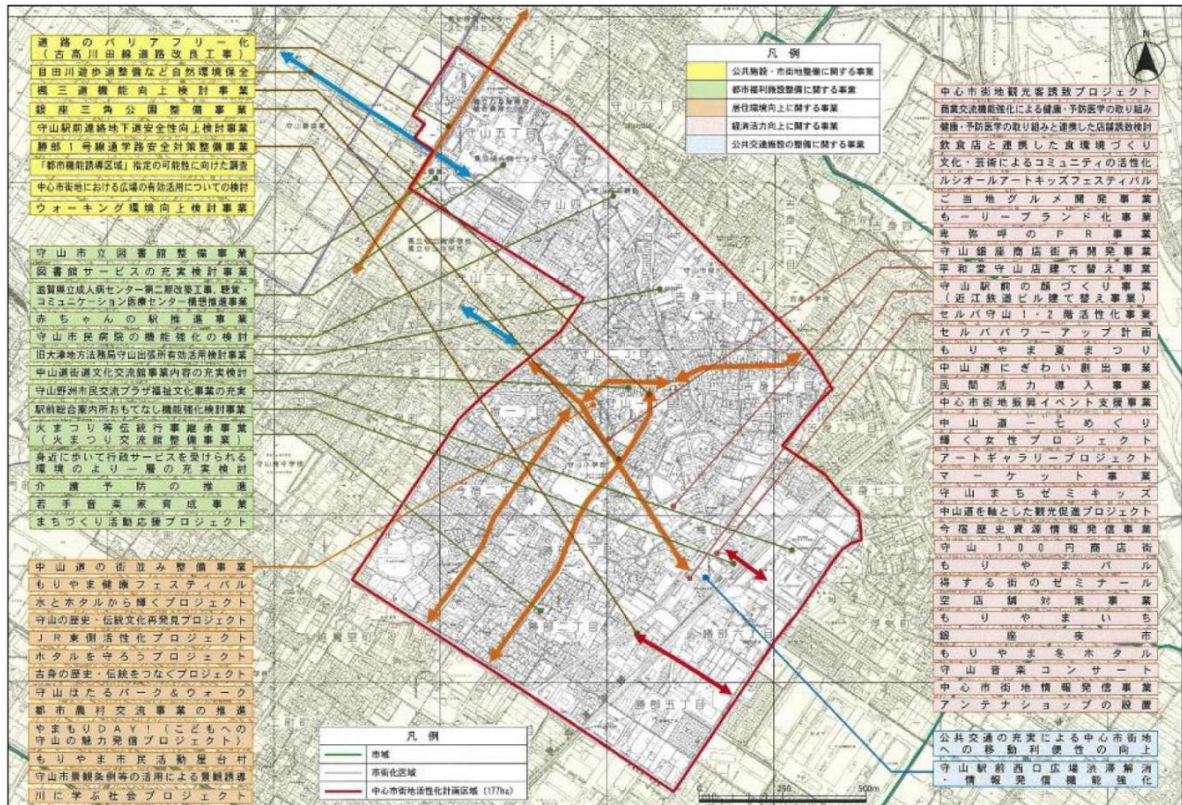
○コンパクトなまちづくりを推進するにあたり、公共交通機関の結節点としての駅から歩いていける概ね 1.5 km の範囲とします。中山道の宿場町として発展してきた歴史的な経緯から中山道を含み市街地を形成している範囲とします。

○幹線道路等で境界が明確となる一団地の区域とします。

図. 中心市街地区域



図. 事業及び措置の実施箇所図



(6) 守山市地域公共交通総合連携計画

■ 計画概要

策定年：平成 26 年 2 月 / 守山市地域公共交通活性化協議会

計画期間：平成 26 年度～平成 35 年度

《課題》

- 高齢社会に対応した移動手段の確保
- 公共交通の利便性向上と利用促進
- 環境負荷の軽減と健康の増進を考えた公共交通の積極的な活用
- 外出支援や地域間の交流促進による守山市の活性化

《基本方針》


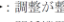
- 既存公共交通機関の一層の充実
- 公共交通サービスレベルの底上げ
- 利用喚起と機運醸成による持続可能な公共交通の構築

《目標》

- 既存公共交通機関の充実
- 公共交通サービスレベルの底上げ
- 利用喚起と機運醸成による持続可能な公共交通の構築

図. 地域公共交通総合連携計画の施策メニュー

方針	事業名	事業内容	実施主体	スケジュール(平成)						
				26	27	28	29	30	31	
【方針1】 公共交通機関の充実	①木の浜線・琵琶湖大橋線の一層の利便性向上と充実	a. バスロケーションシステム、発車情報案内等の導入	公共交通事業者	→	→	→	→	→	→	
		b. BTSの拡充等の結節点の改善	守山市、バス事業者	→	→	→	→	→	→	
		c. PTPSの導入	バス事業者、警察	→	→	→	→	→	→	
		d. 守山駅の利便性向上	守山市地域公共交通活性化協議会	→	→	→	→	→	→	
		e. 終バスの本格導入	バス事業者	→	→	→	→	→	→	
	②利用しやすく、持続可能な運賃設定	a. ICカードの導入	バス事業者	→	→	→	→	→	→	
		b. 通学定期券補助の実施	バス事業者	→	→	→	→	→	→	
		c. 大口顧客に対する通勤定期券の割引	バス事業者	→	→	→	→	→	→	
		d. 「びわこ横断エコバス」の利用促進	バス事業者、バス協会	→	→	→	→	→	→	
		e. 環境定期券の利用拡大	バス事業者	→	→	→	→	→	→	
		f. ワンコインエコバスの利用拡大	バス事業者、バス協会	→	→	→	→	→	→	
		g. 運賃割引社会実験の実施	守山市地域公共交通活性化協議会	→	→	→	→	→	→	
③ニーズに即したサービスレベルの設定	a. 路線・バス停・ダイヤの見直し	バス事業者、守山市	→	→	→	→	→	→		
【方針2】 公共交通サービスレベルの底上げ	①デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の利便性向上	a. デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の利便性向上	タクシー事業者、守山市	→	→	→	→	→	→	
		a. 路線バス等の活用による観光客向けの利用促進	JR、バス事業者、商工会議所、観光物産協会、守山市	→	→	→	→	→	→	
	②市民活動や交流促進のための公共交通の活用	b. 地域活性化のための商店街との連携	バス事業者、商工会	→	→	→	→	→	→	
		③人・地域・環境にやさしい魅力あるバス・タクシーの導入	a. お絵かきバスの導入	守山市地域公共交通活性化協議会	→	→	→	→	→	→
			b. ギャラリーバスの導入	バス事業者	→	→	→	→	→	→
			c. キャラクターバスの導入	バス事業者	→	→	→	→	→	→
	④バスを利用しやすい環境づくり	d. 人と環境にやさしいバス・タクシーの導入と活用	タクシー事業者、バス事業者	→	→	→	→	→	→	
		a. バス停および周辺部の環境整備	守山市、バス事業者	→	→	→	→	→	→	
	【方針3】 利用喚起と機運醸成による持続可能な公共交通体型の構築	①積極的かつ戦略的な情報提供・PR	a. 地域公共交通に関する積極的なPR・情報提供	公共交通事業者、守山市等	→	→	→	→	→	→
			b. 各種情報の開示	公共交通事業者、守山市等	→	→	→	→	→	→
		②それぞれの立場に適した利用喚起策の実施	a. 市職員を対象としたエコ通勤の促進	守山市	→	→	→	→	→	→
			b. 小・中学校、幼稚園・保育園との連携による利用促進	バス事業者、守山市	→	→	→	→	→	→
c. 路線バスを活用した高校生通学利用促進			バス事業者	→	→	→	→	→	→	
d. 企業・職場・関係機関との連携による利用促進			バス事業者、守山市	→	→	→	→	→	→	
e. 専門部会等の開催による利用促進			守山市地域公共交通活性化協議会	→	→	→	→	→	→	
f. モビリティ・マネジメントによる利用促進			守山市地域公共交通活性化協議会	→	→	→	→	→	→	
g. 市民公共交通利用者モニター制度の導入			守山市	→	→	→	→	→	→	
③財源確保の工夫		a. バス停・停留所オーナー制度の導入	バス事業者、守山市	→	→	→	→	→	→	
		b. ラッピングバス、バス停広告	バス事業者	→	→	→	→	→	→	
④若手プロジェクトチームによる企画商品の開発		a. 若手プロジェクトチームによる企画商品の開発	守山市、公共交通事業者等	→	→	→	→	→	→	

 : 調整が早い次第、短期的に取り組み可能なもの
 : 関係機関との調整および実施検討など、長期的に取り組むもの

(7) 第3期守山市地域福祉計画

■ 計画概要

策定年：平成28年3月

計画期間：平成28年～平成32年

《地域福祉の方向性》

- 一人ひとりの出番がある場づくり
- 地域での支援ネットワークの構築の推進
- ボランティアへの支援
- 福祉についての意識啓発
- 役割分担と連携による福祉の推進
- 相談窓口の整備、支援機関同士の連携強化
- 安心して福祉サービスを利用できる体制の整備
- 住み慣れた地域で暮らすためのサービスの充実

《基本理念》

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり

《行動指針》

一人ひとりの出番があるまちづくり

《基本方針》

- つながるまちづくり
- いきがいを感じるまちづくり
- 地域で暮らせるまちづくり

(8) 守山市子ども・子育て 2015

■ 計画概要

策定年：平成 27 年 3 月

計画の期間：平成 27 年度から平成 31 年度

《基本理念》

親子と笑顔が輝くまちづくり～地域の「わ」で親子の笑顔を つなぐ守山～

《基本目標等》

基本目標	基本方向
1. 社会全体で子育てを支えるネットワークづくり	(1) 子育てを支援する取組の展開 (2) 子育てに関する相談支援・情報提供の充実
2. 愛情とゆとりある家庭環境づくり	(1) 仕事と生活の調和の実現 (2) ゆとりと豊かさを感じられる住環境の整備
3. のびのびと遊び行動できる地域づくり	(1) 子どもの遊び場環境の整備 (2) 子どもと子育てに配慮したまちづくり (3) 子どもに安全な環境づくり
4. 健やかな育ちを支援する保健・医療・福祉の充実	(1) 親と子の健康の確保 (2) 障害児や長期療養児の療育体制等の充実 (3) 要保護児童とその家族への支援の充実 (4) ひとり親家庭への支援の充実
5. 夢を持って心豊かに育つことができる教育・保育の充実	(1) あすの守山を担う子どもを育てる学校教育・就学前教育の推進 (2) 利用しやすい保育事業の充実 (3) 放課後等の子どもの健全な育成の推進 (4) 多様な体験活動の機会や場の充実

(9) 守山市公共施設等総合管理計画

■ 計画概要

策定年：平成 28 年 3 月

計画の期間：平成 28 年度～平成 37 年度

《基本的な視点》

1. 長寿命化：予防保全の導入による建築物の適切な維持保全の推進
 - 点検診断による劣化状況の把握
 - 劣化状況に基づく更新優先度の整理
 - 施設の長寿命化
2. 複合化・集約化：拠点施設への機能集約の推進
 - 複合化、集約化等による総量削減の検討
3. 機能の維持：新たな行政需要への対応と効果的・効率的な運営の推進
 - 社会経済情勢の変化等に伴う新たな機能の確保
 - 安全・安心で快適な施設機能の維持
 - 国、県、他自治体および民間との情報共有・連携

《基本方針》

「ハコモノやインフラの充実から機能（サービス）重視へ」

1. 点検・診断
 - 点検診断の実施
 - 点検診断結果の収集・蓄積・活用
2. 維持管理・修繕・更新等
 - 予防保全の実施
 - 社会経済情勢の変化等への対応
 - 歳入確保・歳出低減、民間活力の活用の検討
3. 安全・耐震性確保
 - 耐震改修の実施
 - 危険施設の除去
4. 長寿命化
 - 長寿命化による保有資産の有効活用
 - 長寿命化による将来更新費用の平準化
5. 統廃合と転用
 - 市民ニーズの変化への対応
 - 保有資産の有効活用
6. 地区別の公共施設等のあり方に関する考え方
 - 地区別公共施設のあり方に関する考え方

2 用語の解説

《力行》

【居住誘導区域】

都市再生特別措置法に基づく、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

【コミュニティバス】

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バスもしくは市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送によって運行するもの。

【コンパクトシティ】

都市部の有効利用や中心部での機能の集約化により、徒歩による移動性を重視した形態またはその都市施策。

《サ行》

【市街化区域】

都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第 7 条第 2 項に基づいて計画決定された区域。

【市街化調整区域】

都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第 7 条第 3 項に基づいて計画決定された区域。

【市民交流ゾーン】

守山市都市計画マスタープランにおいて示されているゾーンで、南部市街地と市民運動公園の間に位置する地区をさす。市民が多様な交流活動を行う憩いの場となるような地域整備を行うこととなっている。

【人口集中地区（DID 地区）】

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区等を基礎単位として、人口密度が 4,000 人以上/k²以上の基本単位区が隣接し、人口 5,000 人以上を有する地域。

《タ行》

【中心市街地活性化基本計画】

中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画で内閣総理大臣に認定された計画。

【デマンド乗合タクシー】

利用者が利用時間帯、乗降場所と目的地の予約を行い、車に乗り合う人を時間に合わせて順に迎えに行き、全ての人を目的地まで送迎するタクシー。

【特別用途地区】

用途地域指定の目的を基本とし、これを補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるもの。

【都市機能】

都市に必要とされる様々な働きやサービスのことで、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療等の諸活動によって担われるもの。

【都市機能誘導区域】

都市再生特別措置法に基づき、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

【都市計画区域】

都市計画を策定すべき地域で、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに都市計画基礎調査等を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。本市は、大津の一部、草津市、栗東市、野洲市、湖南市の一部とともに「大津湖南都市計画区域」に属している。

【都市計画区域マスタープラン】

平成12年5月に都市計画法の改正が行われた際、第6条の2に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として登場。長期的な視点から住民に「都市の将来像」を示すとともに、市町村を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設など主要な都市計画の決定方針を示すもの。

【都市再生特別措置法】

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

《ハ行》

【昼夜間人口】

夜間人口100人当たりの昼間人口。

【びわこ地球市民の森】

旧野洲川南流の廃川敷地にある県営都市公園。細長い敷地内をいくつかのゾーンに分けており、それぞれのゾーンの性格に合わせた整備が行われている。

《マ行》

【モビリティマネジメント】

1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

《ヤ行》

【誘導施設】

医療・福祉、商業などの、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設。

《ラ行》

【流出人口】

当該区域から他の区域へ通勤・通学をする人口。

【流入人口】

他の区域から当該区域へ通勤・通学をする人口。

【立地適正化計画】

平成 26 年8月に都市再生特別措置法等の一部改正する法律が施行され、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るもの。

